

●香川県警察本部告示第6号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月23日

香川県警察本部長 永井達也

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条の2、第5条関係）			別表（第1条の2、第5条関係）		
警察署	交番又は駐在所	交番	警察署	交番又は駐在所	交番
略			略		
香川県丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所	多度津交番	香川県丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 高見駐在所 白方駐在所	多度津交番

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。